

旅館業のてびき

東京都西多摩保健所
生活環境安全課 環境衛生第一・第二担当

〒198-0042 東京都青梅市東青梅5-19-6

電話 0428-22-6141(代表)

ファックス 0428-23-3987

法の目的

旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

旅館業の種類

- **ホテル営業** (法第2条第2項) . . . 10室以上の洋客室を主体とする宿泊施設で、レストランや食堂で食事を提供できる宿泊施設です。
- **旅館営業** (法第2条第3項) . . . 5室以上の和客室を主体とする宿泊施設です。食堂がなくてもかまいません。
- **簡易宿所営業** (法第2条第4項) . . . 客室を多数人で共用する宿泊施設です。いわゆるカプセルホテルや多くの民宿、キャンプ場のバンガローなどがこれにあたります。
- **下宿営業** (法第2条第5項) . . . 一月以上の期間を単位とする宿泊施設です。

営業種別基準等の主な相違点

この一覧は種別による基準等の違いを抜粋して示したものです。詳細は別添の「旅館業の許可に関する基準等一覧」を参照ください。

項 目	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業
客 室 数	10室以上 (洋式客室を主体とする)	5室以上 (和式客室を主体とする)	多数人で共用しない客室の延べ床面積は総客室面積の半分未満 階層式寝台は2層で上下1m以上の間隔
1客室の床面積 (客室専用の浴室・便所・洗面所も含む。)	洋式客室9㎡以上 和式客室7㎡以上	洋式客室9㎡以上 和式客室7㎡以上	3㎡以上 (合計で33㎡以上) 収容定員が10人未満の場合には3.3×収容定員
定 員 (算出に使用する有効面積とは、睡眠休憩に供する室内部分であり、浴室等は含まない。)	1名あたり3㎡を超える有効面積を確保する。	1名あたり3㎡を超える有効面積を確保する。	1名あたり1.5㎡を超える有効面積を確保する。
玄関帳場(フロント)等	宿泊者と面接できる3㎡以上の受付事務に適した広さの玄関帳場等を設ける。	宿泊者との面接に適した広さの玄関帳場等を設ける。	
浴 室	洋式浴室又はシャワー室を有する。	入浴設備を有する。 (近接に浴場等の入浴施設がない場合)	入浴設備を有する。 (近接に浴場等の入浴施設がない場合)
暖房設備	規模に応じた暖房設備を有する。		
そ の 他	ロビー及び食堂(レストラン)を有する。 宿泊者への食事の提供が可能ならば食堂の営業者はホテルの営業者と別でも可	飲食の提供を必要としない場合は調理場を設けなくてもよい。	宿泊者の履物を保管する設備を有する。 飲食の提供を必要としない場合は調理場を設けなくてもよい。



許可申請編

～目次～

旅館業許可までの手続き	許一 1
許可申請時に必要な書類	許一 2

申請時の主な注意点

- ・旅館業法の許可が必要な施設とは？……………許一3
- ・客室の定員と許可基準の関係は？……………許一4
- ・客室の面積の考え方は？……………許一5
- ・客室の有効面積の考え方は？……………許一6
- ・便所の設置に関する考え方は？……………許一7
- ・共同便所の便器数の考え方は？……………許一8
- ・共同洗面所の給水栓数の考え方は？……………許一9

設置場所に関する意見照会について……………許一10

関係機関一覧……………許一11

旅館業許可までの手続き

提示してください

施設完成時、検査済証により、建築基準法に適合した建築物であることを確認します。

事前相談

申請場所・構造設備について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。
なお、関係機関（許一11、12頁）にもご相談ください。

申請手続き

許可申請手続きには、許一2頁の書類が必要です。

関係機関への相談手続き

申請書を受理した後、関係法令（建築基準法、消防法）等の手続きについて記載した文書を交付します。

施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が、設備基準に適合しているかどうか等について検査をします。

許可

書類審査及び検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可されるまで営業することはできません。

保健所の通知・照会先

通知

申請書を受理した後、消防機関に通知します。

通知書

消防機関からの通知書を受理します。これにより、消防関係法令等に適合することを確認します。

照会

申請書を受理した後、施設の許可について教育機関等に意見を照会することがあります。

回答書

教育機関等からの回答書を受理します。

関係機関に意見を照会することがあります

法第3条第3項に該当する施設（許一10頁）の敷地の周囲おおむね100mの区域内に設置する場合があります。

許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

【許可申請時に必要な書類等】

- 旅館業営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
- 申告書（法第3条第2項に該当することの有無）
該当する際はその内容を記載する
詳細は別添の「基準等一覧」人的要件の欄を参照ください。
- 見取図（半径300メートル以内の住宅、道路、
学校等が記載されたもの）
- 配置図、各階平面図、正面図、側面図
- 配管図（客室等にガス設備を設ける場合）
- 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
- 登記事項証明書（法人の場合）
6か月以内に発行されたもの（原本提出）
- 申請手数料
ホテル・旅館営業 30,600円
簡易宿所・下宿営業 16,500円

【施設完成後に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）
施設完成後、検査時に確認

旅館業法の許可が必要な施設とは？

旅館業法の許可が必要な施設は、下表の4項目の全てに該当する場合です。会員制の宿泊施設や企業の研修所であっても下表の要件に該当する場合は旅館業法に基づく許可が必要となることがありますので保健所に相談してください。

- 1 宿泊料を受けていること（法第2条）
宿泊料という名目で受けている場合はもちろんのこと、宿泊料として受けていなくても、電気・水道等の維持費の名目も事実上の宿泊料と考えられるので該当します。
- 2 寝具を使用して施設を利用すること（法第2条）
寝具は、宿泊者が持ち込んだ場合でも該当します。
- 3 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること
（厚生省生活衛生局指導課長通知 昭和61年3月31日衛指第44号「下宿営業の範囲について」）
宿泊者が、簡易な清掃を行っていても、施設の維持管理において、営業者が行う清掃が不可欠となっている場合も、維持管理責任が、営業者にあると考えます。
- 4 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること
（厚生省生活衛生局指導課長通知 昭和61年3月31日衛指第44号「下宿営業の範囲について」）

ホテル？ 賃貸マンション？？
さて、どちらになるのだろう？
設備だけでは判断できないから
保健所に聞いてみよう！

旅館業ひとくちメモ 旅館業法と賃貸借契

旅館業と関連するものとして、借地借家法に規定する定期借家契約というものがあります。

定期借家契約では、契約期間を自由に設定することができることから、契約期間を1日とした定期借家契約を締結することも可能です。

旅館業法の許可が必要か否かを判断する場合に、借家契約を締結している^{こと}を理由に、生活の本拠があると判断することはできません。実際には、利用形態を考慮して、生活の本拠があるかを判断する必要があります。ウィークリーマンション等も旅館業の許可が必要になりますので注意してください。

客室の定員と許可基準の関係は？

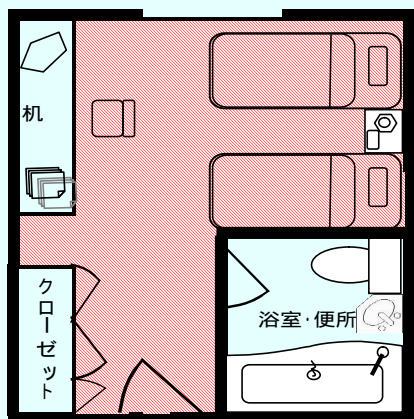
旅館業法に基づく許可を取得するためには、法令に定められた基準を満たす必要があります。各客室の定員を計画する上で考慮しなければならない旅館業法に関する基準項目を以下に示します。

【客室の有効面積】

営業の種類に応じた定員 1 人あたりの有効面積が定められています。

1 客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定します。

なお、有効面積は、あくまでも最低基準ですので注意してください。



許 - 6 頁参照

【共同便所の便器数】

便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用を区分した共同便所を設け、便所を付設していない客室の宿泊定員に応じた数の便器を設置することとされています。

なお、共同便所の便器数は、あくまでも最低基準ですので注意してください。

許 - 8 頁参照

【共同洗面所の給水栓数】

宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有することとされています。また、洗面設備を付設していない客室を有する施設については、洗面設備を付設していない客室の合計定員に応じた数の給水栓を共同洗面所に設けることが定められています。

なお、給水栓の数は、あくまでも最低基準ですので注意してください。

許 - 9 頁参照

客室の面積の考え方は？

客室の面積に関する基準には、構造部分の合計床面積についての基準と、客室の有効面積についての基準があります。ここでは、構造部分の合計床面積についての基準の考え方を説明します。

構造部分の合計床面積とは？

旅館業法施行細則第10条 条例第七条第四号イ、第九条第一項第二号及び第十条第一項第一号に規定する1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

2 条例第九条第一項第三号に規定する客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した各客室の規則で定める構造部分の合計床面積を合計した面積とする。

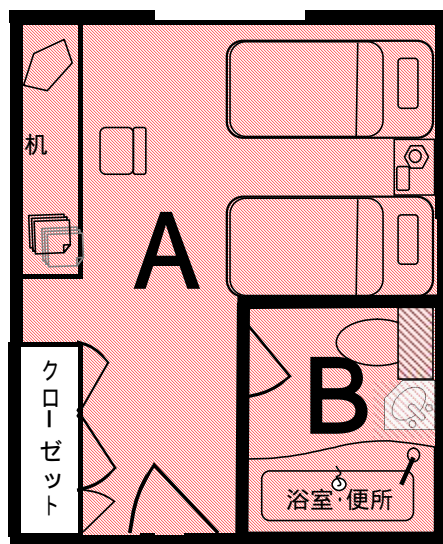
営業の種類	構造部分の合計床面積基準	
ホテル営業	1客室の構造部分の合計床面積	洋室客室9m ² 以上
旅館営業	1客室の構造部分の合計床面積	和室客室7m ² 以上
簡易宿所営業	1客室の構造部分の合計床面積	3m ² 以上
	客室の構造部分の合計延べ床面積	3.3m ² 以上

収容定員が10人未満の場合には3.3×収容定員

【構造部分の床面積の算定方法】

面積の算定に当たっては建築で使用する壁芯のものとは異なり、内のみで算定します。

右図の例では、塗りつぶしの部分(A+B)が構造部分の床面積の算定範囲になり、通常は立入らないクローゼット等の収納部分を除いています。例にはありませんが、床の間等の通常は立入らない部分についても算定から除外します。



建築図面の床面積とは算出方法が異なるので注意しましょう！

構造部分の床面積は、建築図面の床面積よりも少なくなってしまう。

客室の有効面積の考え方は？

客室の面積については、「1客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。(旅館業法施行細則第6条)」と規定されていますので、面積の算定に当たっては建築で使用する壁芯のものとは異なり、内ので算定します。また、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分ですので浴室の面積は含みません。

ホテル営業、旅館営業、下宿営業の場合

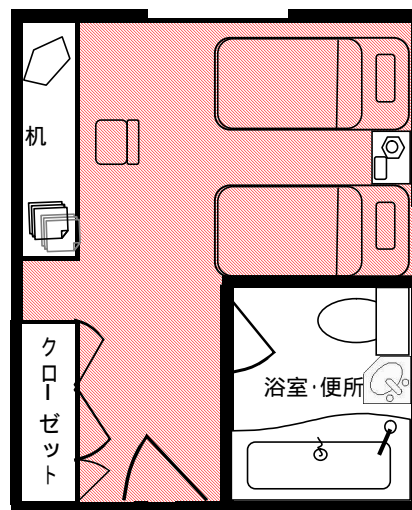
1人当たりの客室有効面積は
 3m^2 以上必要です。

(最低客室有効面積 $3\text{m}^2 \times \text{定員}$)

簡易宿所営業の場合

1人当たりの客室有効面積は
 1.5m^2 以上必要です。

(最低客室有効面積 $1.5\text{m}^2 \times \text{定員}$)



斜線部分：客室有効面積の算定範囲

【有効面積の算定方法】

左図の例では、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分は、斜線の範囲になります。通常、人が立入らないクローゼット等の壁に造り付けの家具部分も除きます。

また、浴室についても寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分に含みません。

建築図面の床面積は算出方法が異なるので注意しましょう！

客室有効面積は、建築図面の床面積よりも少なくなってしまう。

また、有効面積によって客室の採光や換気用の窓の面積(有効面積の10分の1以上)も規定されますのでこちらも注意しましょう。

便所の設置に関する考え方は？

旅館業法の便所の設置に関する規定は、以下のとおりです。

旅館業法施行令第1条第9号

便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること

【考え方】

ホテル営業に設置する共同用の便所は、男子用と女子用を設置する必要があります。ここで、共同用の便所とは、客室内に設置する便所以外の客用のものを指します。なお、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業については、「適当な数の便所を有すること」と規定されています。

旅館業法施行条例第7条第9号

便所は、次の基準によること。

- イ 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。
- ロ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用を区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

【考え方】

イの規定は、ホテル営業では、客室・フロント・レストラン等の許可対象設備がある各階に便所（旅館業法施行令第1条第9号に示される便所）の設置を義務付けているものです。また、便所は、男子用と女子用の区分が求められることから、客室のない階（例えば、フロント、レストラン、宴会室等のある階）においても、男子用及び女子用を区分した便所を設置しなくてはなりません。

ロの規定は、特に、「便所を付設していない客室を有する階」について、男子用と女子用の区分がされた共同の便所の設置数を定めているものです。なお、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業についても同様となります。

共同便所の便器数の考え方は？

共同便所の数に関しては、以下の旅館業法施行細則第 11 条に規定されています。

旅館業法施行細則

(共同便所の便器の数)

第 11 条 条例第 7 条第 9 号口の規則で定める宿泊定員に応じた数は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。

- 1 便所を付設していない客室の合計定員(以下この条において単に「合計定員」という。)が 30 人以下の場合 次の表の左欄に掲げる合計定員に応じ、同表の右欄に掲げる数

合計定員	数
5 人以下	2
6 人以上 10 人以下	3
11 人以上 15 人以下	4
16 人以上 20 人以下	5
21 人以上 25 人以下	6
26 人以上 30 人以下	7

- 2 合計定員が 31 人以上 300 以下の場合 30 人を超えて 10 人(10 人に満たない端数は、10 人とする。)を増すごとに 1 を 7 に加算した数
- 3 合計定員が 301 人以上の場合 300 人を超えて 20 人(20 人に満たない端数は、20 人とする。)を増すごとに 1 を 34 に加算した数

【合計定員が 83 人の階の場合】

便所を付設していない客室の定員の合計(83 人)

$83 \text{ 人} = 30 \text{ 人} + 53 \text{ 人}$

10 人に満たない端数は 10 人と考えて 53 人 60 人

従って便器数は、

$7(30 \text{ 人に対する便器数}) + 60 \div 10 = 7 + 6 = 13 \text{ 個}$

【合計定員が 563 人の階の場合】

便所を付設していない客室の定員の合計(563 人)

$563 \text{ 人} = 300 \text{ 人} + 263 \text{ 人}$

20 人に満たない端数は 20 人と考えて 263 280 人

従って便器数は、

$34(300 \text{ 人に対する便器数}) + 280 \div 20 = 34 + 14 = 48 \text{ 個}$

数の計算は、各階ごとに
するようにして、計算を
間違わないように注意
しよう！

共同洗面所の給水栓数の考え方は？

共同洗面所の給水栓の数に関しては、以下の旅館業法施行細則第 12 条に規定されています。

旅館業法施行細則

(共同洗面所の給水栓の数)

第 12 条 条例第 7 条第 10 号の規則で定める数は、洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5 人(5 人に満たない端数は、5 人とする。)につき 1 個の割合で算定した数とし、当該合計定員が 31 人以上の場合は、30 人を超えて 10 人(10 人に満たない端数は、10 人とする。)を増すごとに 1 を 6 に加算した数とする。

【合計定員が 23 人の場合】

洗面設備を付設していない客室の定員の合計 (23 人)

23 人 = 20 人 + 3 人

5 人に満たない端数は 5 人と考えて 3 人 5 人

従って給水栓の数は、

$20 \div 5 + 5 \div 5 = 4 + 1 = \underline{5}$ 個

【合計定員が 202 人の場合】

洗面設備を付設していない客室の定員の合計 (202 人)

202 人 = 30 人 + 170 人 + 2 人

10 人に満たない端数は 10 人と考えて 2 人 10 人

従って給水栓の数は、

$6 (30 \text{ 人に対する給水栓数}) + 170 \div 10 + 10 \div 10$
 $= 6 + 17 + 1 = \underline{24}$ 個

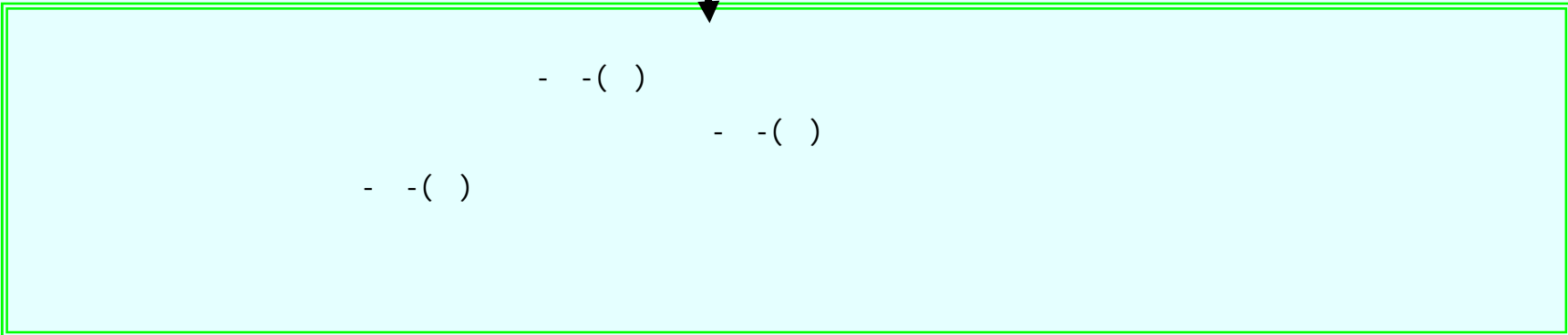
共同洗面所を設置する場所は
各階に設けるなど、宿泊者が
利用しやすい場所にしましょう！

設置場所に関する意見照会について(法第3条第3項、第4項)

許可申請施設の設置場所が、下記施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合、旅館の設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、保健所から下記施設を所管・監督する関係機関に対し、意見を照会します。

法第3条第3項に該当する施設とは？

- 1 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)【法3-3-(1)】
- 2 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設【法3-3-(2)】
- 3 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、
前2号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの【法3-3-(3)】

- 
- (1) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校(大学を除く)の教育課程に相当するもの【条2-1-(1)】
 - (2) 図書館法第2条第1項に規定する図書館【条2-1-(2)】
 - (3) 告示指定施設【条2-1-(3)】

前2号の施設の外、下記施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に知事が必要と認めて指定するもの

詳細は別添の基準等一覧「設置場所」を参照し、保健所までお問い合わせください。

関係機関一覧

建物の建築(建築確認等)について		建築基準法・東京都建築安全条例・バリアフリー法等	
担当機関	所管する市町村	全域を担当	
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第一課 指導第一担当・指導第二担当 (立川合同庁舎) ☎042-548-2058、2059(直通)	昭島市、国立市、狛江市、東大和市、 武蔵村山市、多摩市、稲城市	東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 (都庁第二本庁舎3階)	民間の建築確認検査機関
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課 指導第一担当・指導第二担当(小平合同庁舎) ☎042-464-0009、0010(直通)	小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、 東久留米市、西東京市		
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課 指導第一担当・指導第二担当 (青梅合同庁舎) ☎0428-23-3692、3735(直通)	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、 瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村		
各担当市 建築確認担当	八王子市、立川市、国分寺市、武蔵野市、 三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市		
島しょ地区に関しては、各支庁へ相談して下さい。		☎03-5388-3372(直通)	
用途地域に関して		都市計画法	
各市町村の都市計画担当へご確認下さい。			
消防(消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について		消防法、火災予防条例	
所管の消防署(稲城市、島しょ地区は消防本部)			
特定建築物に該当する場合、貯水槽を設ける場合について		建築物衛生法、水道法	
特定用途の延べ面積が3,000㎡以上の場合：所管する保健所 環境衛生担当 貯水槽・井戸等を設けて給水する場合：所管する保健所 環境衛生担当			
食事の提供について		食品衛生法	
食事を提供する場合:所管する保健所 食品衛生担当			

井戸、地下水の揚水・利用について

環境確保条例等

	担当機関	所管する市町村
・井戸の設置・揚水量報告等	所管する市 環境担当課	多摩地区市部
	東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当 (立川合同庁舎) ☎ 042-525-4771 (直通)	多摩地区町村部
・地下水の揚水・利用について ・温泉法(掘削、動力)に関する事	東京都環境局 自然環境部水環境課揚水規制担当、地下水管理担当 (都庁第二本庁舎) ☎ 03-5388-3496 (直通)	多摩地区・ 島しょ地区全域
・温泉法(浴用利用)に関する事	所管する保健所 環境衛生担当	

排水・下水・浄化槽などについて

下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法

	担当機関	所管する市町村
・排水を公共下水道に放流する場合	所管する市町村 下水道担当	多摩地区市町村
・排水を公共下水道以外に放流する場合(水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等)	東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当 (立川合同庁舎) ☎ 042-525-4771 (直通)	八王子市、町田市、島 しょ地区を除く市町村
	八王子市 水循環部水再生課 ☎ 042-626-2282 (直通)	八王子市
	町田市 環境資源部環境保全課 ☎ 042-724-2711 (直通)	町田市
	東京都環境局 自然環境部 水環境課 河川規制担当 (都庁第二本庁舎) ☎ 03-5388-3494 (直通)	島しょ地区
・浄化槽を設置する場合	東京都環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課 浄化槽担当 (立川合同庁舎) ☎ 042-528-2692 (直通)	多摩地区市町村
	東京都環境局廃棄物対策部 一般廃棄物対策課 生活排水対策担当 (都庁第二本庁舎) ☎ 03-5388-3583 (直通)	島しょ地区

その他

風営法等

風俗営業に関連する場合：所管する警察署 その他、市町村で独自の条例等を制定している場合があります。お問合せ下さい。

組合について

ホテル業・旅館業：東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 ☎ 03-3262-4376
簡易宿泊所 ：東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合 ☎ 03-3341-2743



維持管理編

～ 目次 ～

旅館業の維持管理	管一 1
旅館の各種申請・届出手続きについて	管一 5

旅館業の維持管理

旅館業の営業者は、宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければいけません(法第4条)。
法令等で定められている内容は次のとおりです。

管理・帳簿類

宿泊者名簿を備えること【法6-1】

- ・必要な項目は、氏名、住所、職業、性別、年齢、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名です。【法6-1、施行細則5】
- ・日本国内に住所をもたない外国人宿泊者の場合は、国籍・パスポート番号についても記載が必要です。【施行規則4の2-(1)】

正確を期すため、パスポートのコピーを名簿に添付し一緒に保管します。

営業施設には営業従事者名簿を備え付けること【条6-(4)】

- ・必要な項目は、氏名・生年月日・住所・従事職種・就業年月日です。

【施行細則9-(1)~(5)】

営業施設ごとに管理者を置くこと【条4-(12)】

玄関帳場には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること【条6-(3)】

【 】内、根拠欄の見方

法 : 旅館業法
施行令 : 旅館業法施行令
施行規則 : 旅館業法施行規則
細則 : 東京都の旅館業法施行細則
条例 : 東京都の旅館業法施行条例
通知 : 国または東京都の通知による指導基準

(例: 法3-2-(1)とは旅館業法第3条第2項第1号のこと)

旅館業ひとくちメモ1 宿泊者名簿が必要な理由

宿泊者名簿は、感染症が発生したときや感染症患者在り宿泊したときに、その感染経路を調査するために規定されているものです。【国通知】

なお、パスポート番号等の記入については、テロ対策の一環として平成17年4月1日より施行されました。

旅館業ひとくちメモ2 管理者の要件・責務

管理者の資格は特に必要ありませんが、営業施設の衛生管理が適切に行われるようマニュアル等の作成や従業員に対する教育などの責任があります。

旅館業ひとくちメモ3 宿泊を拒むことはできません

営業者は次の場合以外は宿泊を拒むことはできません。

- ・宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき【法5-(1)】
この規定の「伝染性の疾病」とは、宿泊という行為を通じて通常感染するおそれのある疾病であって、当該疾病に感染した者を宿泊させることが公衆衛生上の見地から好ましくないものに限られる。【国通知】
- ・宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞^{おそれ}があると認められるとき【法5-(2)】
- ・宿泊施設に余裕がないとき【法5-(3)】
- ・宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき【条5-(1)】
- ・宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき【条5-(2)】

ただし、会員制宿泊施設などで宿泊者を会員等に限定する場合はこの限りではありません。

客室

客室にガス設備を設ける場合の措置【条 4-(7)イ、ロ】

- ・ 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと
- ・ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと

客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと

【条 6-(1)】

客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること

【条 6-(2)】

客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること【条 6-(3)】

寝具など貸与品

寝具類の措置【条 4-(5)イ、ロ、ハ】

- ・ 布団及びまくらには、清潔なシーツ、布団カバー、まくらカバー等を用いること
- ・ シーツ、布団カバー、まくらカバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること
- ・ 布団及びまくらは、適当な方法により湿気を除くこと

客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること【条 4-(10)】

宿泊者ごとに洗浄・消毒したものを提供してください。【都通知】

洗面所

洗面所には、清潔な湯水を十分に供給すること【条 4-(9)】

便所

便所に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。【条 4-(11)】共用の手ぬぐいを置かないこと【都通知】

飲用水等

【条 4-(8)イ、(9)、都通知】

浴室及び洗面所への清潔な湯水の供給その他飲用水等の衛生確保については関連法令及び要綱に従って管理してください。

原水の種類や、貯水槽の有無などによって該当する法令等が異なります。建築物衛生法の対象となる特定建築物の場合は建築物環境衛生管理基準に従って管理してください。種別や管理方法については保健所にお問合せください。

表：飲料水の種別

原水の種類	貯水槽の有無	水道法等による種別
水道水	なし	・ 直結給水方式
	あり	・ 専用水道 ・ 簡易専用水道 ・ 特定小規模貯水槽水道 ・ 特定小規模貯水槽水道以外の小規模貯水槽水道
水道水以外	なし	・ 飲用に供する井戸等
	あり	・ 専用水道 ・ 特定飲用井戸等 ・ 特定飲用井戸等以外の飲用井戸等

水道水以外の水を飲用等に使う場合は消毒や水質検査を行ってください。検査項目は保健所にお問合せください。

貯湯槽

温泉をタンクに貯める場合の維持管理について【条 4-(8)ニ】

温泉以外の湯を貯める場合もこれに準じて管理してください。【都通知】

- ・ 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検すること【条 4-(8)ニ(1)】
 - ・ 貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行う【条 4-(8)ニ(1)、細則 7-1】
 - ・ 貯湯槽内の湯を60 以上に保つこと【条 4-(8)ニ(2)、細則 7-2】
- ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと遊離残留塩素濃度 0.4mg/l 以上に保つこと【都通知】

清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること【条 4-(8)へ】

浴室

湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること【条 4-(8)イ】

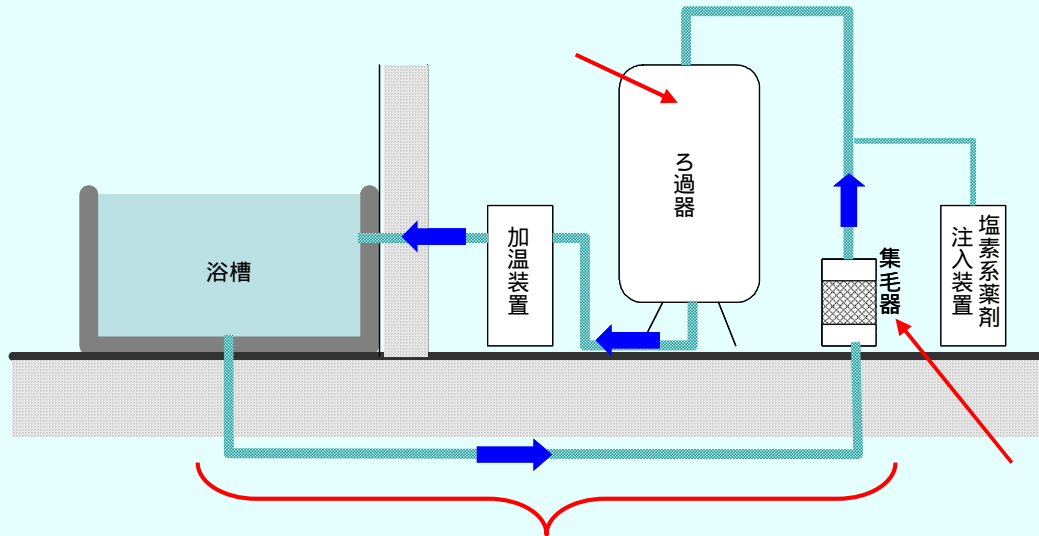
浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること【条 4-(8)ロ】

共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと【条 4-(8)ハ】

浴槽水を循環させる場合の管理【条 4-(8)ホ、細則 8】

ろ過器	逆洗浄等及び内部の消毒を1週間に1回以上行う。
循環配管	配管内部の消毒は1週間に1回以上行う。 消毒方法の例：高濃度塩素剤や60以上の高温水、過酸化水素などによる方法があります。
集毛器（ヘアキャッチャー）	毎日清掃する。
浴槽水の消毒	塩素系薬剤で消毒し、遊離残留塩素濃度を0.4mg/l以上に保つ。
水質検査	浴槽水のレジオネラ属菌検査（基準：不検出であること）を1年に1回以上行いレジオネラ属菌が検出されないことを確認する。 循環系統が複数ある場合は、系統ごとに検査してください。【都通知】
記録	清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること【条 4-(8)ヘ】

図：循環式浴槽の例（番号は上記の管理方法に対応）



旅館業ひとくちメモ 4

浴槽水を循環させる場合とは

条例でいう「循環」には、ろ過器を使用しなくても、加温装置を経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置がある場合も含まれます。

旅館業ひとくちメモ 5 レジオネラ属菌^{ぞくきん}

水が停滞あるいは循環する人工的な環境で大量に繁殖することがある細菌です。

レジオネラ症は、感染症法の四類感染症に分類され、重症になると死亡することもあります。

保健所では、水質検査でレジオネラ属菌が検出された場合や、レジオネラ症患者が発生した場合は、営業の自粛や停止を求めることがあります。

旅館業ひとくちメモ 6 日帰り入浴

いわゆる日帰り入浴として、宿泊客以外に浴場を利用させる場合は、公衆浴場の許可が別途必要となりますので保健所に相談してください。

施設全般について

善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと【施行令 3-(1)】

善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと【施行令 3-(2)】

施設の換気【条 4-(1)イ、ロ、ハ】

- ・ 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと
- ・ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと
- ・ 客室内の空気中の炭酸ガスは、0.15%以下とすること
なお、建築物衛生法対象の特定建築物の場合、基準は0.10%(1000ppm)以下です。

採光及び照明は、右表の照度を有するようにすること【条 4-(2)イ、ロ、ハ、ニ】

防湿措置を講じること【条 4-(3)イ、ロ】

- ・ 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと
- ・ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと

客室、応接室、食堂、調理場、配ぜん室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと【条 4-(4)】

表：照度の基準【条 4-(2)イ、ロ、ハ、ニ】

各場所の床面における照度【都通知】

客室、応接室、 食堂	40 ルクス以上
調理場、配ぜん室	50 ルクス以上
廊下、階段	常時 20 ルクス以上 (午後 11 時から午前 6 時までの深夜時間帯 は 10 ルクス以上)
浴室、脱衣室、 洗面所、便所等	20 ルクス以上

旅館業ひとくちメモ 7 身体障害者補助犬



身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。
不特定多数の者が利用する施設を身体障害者が利用する場合、施設管理者等は身体障害者補助犬の同伴を拒んではいけません。
旅館業はこの「不特定多数の者が利用する施設」に該当します。

旅館業ひとくちメモ 8 保健所の立入検査【法 7】

許可後は定期的に保健所職員が立ち入り、衛生的に管理されているかどうか、変更事項の有無などについてチェックを行います。
良好な衛生管理はお客様に提供できるサービスのひとつでもあります。
お客様が気持ちよく利用できるよう、この手引きを参考に管理してください。

旅館業の各種申請・届出手続きについて

～ 下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談して下さい～

新規営業許可申請 《施行規則 第1条》

- 新規旅館の建築
- 営業者の変更（個人 法人、A 法人 B 法人 など）
- 施設の移転
- 施設の大規模増改築
- 営業種別の変更（ホテル営業 旅館営業 など）

必要書類

* 「許可申請時に必要な書類（許-2 頁）」をご覧ください。

営業許可申請は必ず事前に相談をしてください。

◆ 変更届 《施行規則 第4条》

- 施設の名称変更
- 営業者所在地の変更
- 法人の名称・所在地・代表者・役員の変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となる場合があります。事前にご相談ください。）
- 管理者の変更 等

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
[履歴事項全部証明書（発行後 6 か月以内）や施設設備図面等]
- * 法人役員等が変更した場合は、新たに役員となった方全員の申告書

変更届は変更後 10 日以内に届出をしてください。

承継承認申請 《施行規則 第3条》

- 営業者（個人）が死亡し、相続をした。
相続による承継承認申請は、被相続人死亡後 60 日以内に申請してください。
- 営業者（法人）が合併または、分割により承継する。
法人の承継承認申請については、事前に手続きを行う必要があります。

必要書類

* 旅館業営業承継承認申請書 承継承認手数料 9700 円

（個人）

* 戸籍謄本

被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書

* 相続人全員の同意書（相続人が 2 人以上の場合）

◆ 相続人の範囲：法定相続人

* 申告書

（法人）

* 定款又は寄附行為の写し

* 履歴事項全部証明書（合併又は分割登記後）

* 役員全員の申告書

◆ 廃止(停止)届 《施行規則 第4条》

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。
廃止（停止）後 10 日以内に届出をしてください。
ご不明な点は保健所までお問い合わせください。